

V 他法令等による土地保全の指定区域等

指 定 区 域 区 分	根 拠 法 令	条 項	備 考
保安林 保安林予定森林 保安施設地区	森林法	25、29、41	(森林課) 林業事務所
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	28、29	(自然保護課) 地域振興事務所
国定公園 (特別地域、特別保護地区、 利用調整区域、風景地保護協定区域)	自然公園法	13、14、15、 31	(自然保護課) 土木事務所
県立自然公園(特別地域)	千葉県立自然公園条例	11	(〃) 〃
自然環境保全地域、特別地区 野生動植物保護地区 郷土環境保全地域 緑地環境保全地域	千葉県 自然環境保全条例	6、9、10、15 、20	(〃) 〃
史跡名勝天然記念物 重要文化的景観	文化財保護法	109、134	(文化財課)
緑地保全地域 特別緑地保全地区 緑化区域	都市緑地保全法 (都市計画法)	5、12、34	(公園緑地課) 土木事務所
近郊緑地保全区域 近郊緑地保全特別区域	首都圏近郊緑地保全法 (都市計画法)	3、5	(〃) 〃
生産緑地地区	生産緑地法	3	(〃) 〃
育樹母樹、普通母樹林 特別母樹、特別母樹林	林業種苗法	3、4	(森林課) 林業事務所
立木竹の除去を制限	漁業法	120	(水産課) 水産事務所
砂防指定地	砂防法	2	(河川環境課) 土木事務所
地すべり等防止区域	地すべり等防止法	3	(河川環境課・耕地課 ・森林課) 土木事務所 農業事務所 林業事務所
急傾斜地崩壊防止区域	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律	3	(河川環境課) 土木事務所
海岸保全区域	海岸法	3	(〃) 〃
市街化区域 市街化調整区域 用途地域 ほか	都市計画法	7、8	(都市計画課) 土木事務所

指 定 区 域 区 分	根 拠 法 令	条 項	備 考
法定外公共用財産 (いわゆる赤道、青道)	法定外公共用財産管理条例等	2	市町村
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	10、26	(宅地安全課) 地域振興事務所
道路	道路法	3	(道路計画課)
農地	農地法	2	(農地・農村振興課) 農業事務所
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	6	(") "
河川	河川法	3	(河川整備課) 土木事務所
港湾	港湾法	2	(港湾課) 土木事務所
漁港	漁港法	2	(漁港課) 漁港事務所
建築物	建築基準法	2	(建築指導課) 土木事務所
都市計画区域外地域	宅地開発事業の基準に関する条例		(都市計画課) 土木事務所
岩石の採取	採石法		(産業振興課) 地域振興事務所
砂利の採取	砂利採取法		(") "
土の採取	千葉県土採取条例	2	(") "
墓地の造成	墓地、埋葬等に関する法律	2	市町村
廃棄物の処分場及び処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例		(廃棄物指導課) 地域振興事務所
建設発生土の埋立て	千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例		(ヤード・残土対策課) 地域振興事務所
再生土の埋立て	千葉県再生土等の埋立て等の適正化に係る条例		(") "